

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)

本編

新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (R5.4)	一部改定 (R6.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	37. 「技術検査」とは、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づき行うものを行い、請負代金の支払いを伴うものではない。	37. 「技術検査」とは、工事技術検査実施要綱（令和5年4月11日付け令5技術管理第30号）に基づき行うものを行い、請負代金の支払いを伴うものではない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 コリnz (CORINS) への登録	1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリnz）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。	1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリnz）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリnzから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリnz登録時に監督職員にメール送信される。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
		本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリnzから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 監督職員による確認及び立会等	1. 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会項目及び立会日を監督職員に連絡するものとする。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成図書の納品	1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 工事打合簿（出来形、品質管理資料を含む） ② 施工計画書 ③ 完成図書 ④ 工事写真 ⑤ 工事履行報告書 ⑥ 段階確認書	1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 出来形、品質管理資料 ② 工事写真 ③ 工事完成図	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 工事完成検査	3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-27 技術検査	1. 受注者は、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づく、技術検査を受けなければならない。	1. 受注者は、工事技術検査実施要綱（令和5年4月11日付け令5技術管理第30号）に基づく、技術検査を受けなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-34 施工時期及び施工時間の変更	2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	1. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、監督職員からの請求があった場合は測量結果が分かる資料を提示しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-43 ウィークリースタンスの推進	-	受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	-	(1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 ② 施工時間外の立会の設定は行わない。 ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	-	(2) 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」（休日明けを期限日とし）よう留意する。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの

行又は項目	現行 (R5.4)	一部改定 (R6.4)	備考
	-	<p>(3) 受発注者間のパートナーシップの適度な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。</p> <p>① ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。</p> <p>② 「土木工事書類一覧表」及び設計図書において提出又は提示する書類とされているもの以外は資料作成しない。</p> <p>③ 現地状況が異なる場合等に当たっては、受発注者間で遅滞なく協議・調整する。</p> <p>④ 「工事一時中止に係るガイドライン」に則り、適切な措置を執る。</p> <p>⑤ 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。</p>	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提示しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5011-5「コンクリート用スラグ骨材(石炭ガス化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の基準類の最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、(産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第5章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 4-3-2 工場の選定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の基準類の最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・縁金物工	ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識-産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識-産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の基準類の最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成31年3月)	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第2編 港湾編 第2章 防波堤、防砂堤、導流堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の基準類の最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成31年3月)	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第2編 港湾編 第3章 防潮堤 第3節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の基準類の最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。	令和6年4月 山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成31年3月)	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの

山口県土木工事施工管理基準(港湾編)
品質管理
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 品質管理 新旧対照表

行又は項目		現行 (R5.4)						一部改定 (R6.4)						備考			
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考		
16. コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート	1. JISマーク表示認証工場製品 配合	規定の品質が得られることの確認	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認	JIS A 5308 及び【特】による。	製造前及び使用材料の変更時	配合計画書を提出		1. JISマーク表示認証工場製品 配合		規定の品質が得られることの確認	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認	JIS A 5308 及び【特】による。	製造前及び使用材料の変更時	配合計画書を提出			
		配合設計の基礎となる資材の検討	JIS A 5308 及び【特】による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法											
		試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	JIS マーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照										
		スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験	【共】第1編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出			様式・品質16-2参照	スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験	【共】第1編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
		沈下度	沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会規程「振動台式コンシステンシー試験方法」	【特】による。	供試体作成時	管理表を作成し提出				沈下度	沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会規程「振動台式コンシステンシー試験方法」	【特】による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
		空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容範囲は±1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出			様式・品質16-2参照	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容範囲は±1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
		強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設回数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。	供試体作成時			管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。	強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設回数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。	供試体作成時
	圧縮試験	JIS A 1108		1日の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成時	管理表を作成し提出		圧縮試験	JIS A 1108			1日の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成時	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示			

令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの

山口県土木工事施工管理基準(港湾編)
出来形管理
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 出来形管理 新旧対照表

行又は項目		現行 (R5.4)							一部改定 (R6.4)							備考	
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考		
4. 基礎工 4-4 基礎ブロック工	1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事 共通仕様書改訂を踏まえたもの	
		対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出			
	2. 基礎ブロック据付	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告			型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示				
		ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告				ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告			
	2. 基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm			
		隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下			隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下		
		延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出					延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
		天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出				天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
	6. 本体工(ブロック式) 6-1 本体ブロック製作工	1. 本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラブロック ブロック(方塊)	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm		様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラブロック ブロック(方塊)
対角線			スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出			対角線		スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出			
2. 本体ブロック据付		型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告			型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示				
		ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告				ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告			
8. 本体工(捨石・捨ブロック式) 8-3 捨ブロック工	1. 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事 共通仕様書改訂を踏まえたもの	
		対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出				対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出			
		型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告				型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示			
	2. 捨ブロック据付	ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告			ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告				
		法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm			法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
		隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下				隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出		ブロック(方塊) 3cm以下
		延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出				延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
		天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出				天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	1. 被覆石(均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	【特】による。	様式・出来形13-1参照	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	【特】による。	様式・出来形13-1参照	令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事 共通仕様書改訂を踏まえたもの	
		2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は【特】による。			天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出		±50cm 異形ブロック据付面(整形)±30cm 岸壁前面 +0、-20cm又は【特】による。
	2. 被覆石均し	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整形)の高さ(法面に直角)±30cm又は【特】による。		法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定		測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整形)の高さ(法面に直角)±30cm又は【特】による。		
		天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm			天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm		
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm		延長	スチールテープ、間縄等により測定		天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm			
	13. 被覆・根固工 13-2 被覆ブロック工	1. 被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示				令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事 共通仕様書改訂を踏まえたもの
ブロック外観(異形ブロック)			観察	10個に1個以上		観察結果を報告				ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上		観察結果を報告			
2. 被覆ブロック据付		延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出			2. 被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出			
16. 消波工 16-2 消波ブロック工	1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示			令和5年3月 国土交通省港湾局 港湾工事 共通仕様書改訂を踏まえたもの		
		ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上		観察結果を報告				ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上		観察結果を報告			
	2. 消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出			2. 消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出			

山口県土木工事施工管理基準(港湾編)

写真管理

新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 写真管理 新旧対照表

行又は項目		現行 (R5.4)					一部改定 (R6.4)						
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-4 運搬打設工	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
	施工管理		準備 運搬 打設 打雑目 表面仕上げ 養生	打設準備 コンクリートの運搬状況 コンクリートの打設 レイタンス除去状況 仕上げ状況 養生	打設前 運搬時 打設時 施工時 表面仕上げ時 養生時	打設面の不純物除去、軟水状況等を撮影 但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。 ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び 打込状態、荷重状態等を撮影 レイタンス除去状況を撮影 天端均し仕上げ状況を撮影 打設後(底版、打雑各層、天端)の養生状況を撮影	施工管理		準備(※) 運搬(※) 打設(※) 打雑目(※) 表面仕上げ(※) 養生(※)	打設準備 コンクリートの運搬状況 コンクリートの打設 レイタンス除去状況 仕上げ状況 養生	打設前 運搬時 打設時 施工時 表面仕上げ時 養生時	打設面の不純物除去、軟水状況等を撮影 但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。 ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び 打込状態、荷重状態等を撮影 レイタンス除去状況を撮影 天端均し仕上げ状況を撮影 打設後(底版、打雑各層、天端)の養生状況を撮影 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-5 暑中コンクリート	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	2-5 暑中コンクリート	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	施工管理		施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況 打設直前の状況 打設状況 打設中及び打設完了後の保護状況	測定時 打設直前 運搬装置、防護処置等 打設時及び施工完了時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 コンクリートの温度保護を必要とした場合	施工管理		施工状況(※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況 打設直前の状況 打設状況 打設中及び打設完了後の保護状況	測定時 打設直前 運搬装置、防護処置等 打設時及び施工完了時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 コンクリートの温度保護を必要とした場合 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-6 寒中コンクリート	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	2-6 寒中コンクリート	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	施工管理		施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況 打設直前の状況 打設状況 打設中及び打設完了後の保護状況	測定時 打設直前 運搬装置、防護処置等 打設時及び施工完了時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 コンクリートの温度保護を必要とした場合	施工管理		施工状況(※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況 打設直前の状況 打設状況 打設中及び打設完了後の保護状況	測定時 打設直前 運搬装置、防護処置等 打設時及び施工完了時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 コンクリートの温度保護を必要とした場合 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	2-7 コンクリートの品質管理	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	品質管理		試験練り 強度試験 現場試験	試験状況、供試体作成及び養生状況 試験状況 スランプ、空気量、温度測定状況	試験時、養生時 試験時 供試体作成時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。 設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。	品質管理		試験練り(※) 強度試験(※) 現場試験(※)	試験状況、供試体作成及び養生状況 試験状況 スランプ、空気量、温度測定状況	試験時、養生時 試験時 供試体作成時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。 設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-8 鉄筋工	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	2-8 鉄筋工	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	施工管理		棒鋼 鉄筋	保管状況 保管状況 組立て及び結束 吊筋	荷降し後 加工後 組立時 取付後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 組立て、結束状態が確認できるように撮影	施工管理		棒鋼 鉄筋	保管状況(※) 保管状況(※) 組立て及び結束 吊筋	荷降し後 加工後 組立時 取付後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 組立て、結束状態が確認できるように撮影 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-9 型枠及び支保工	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	2-9 型枠及び支保工	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	施工管理		型枠	製作及び大組製作の状況 組立状況 取外し状況 型枠清掃状況	製作時 組立時 取外し時 清掃時	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	施工管理		型枠(※)	製作及び大組製作の状況 組立状況 取外し状況 型枠清掃状況	製作時 組立時 取外し時 清掃時	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影 (※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする	
3. 一般施工 3-5 本土工(ケーソン式)	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	3-5 本土工(ケーソン式)	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
	1) ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	1) ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
2) 底面	施工管理	固台	ヤード及び設備 製作固台	着工時全景 着工時及び施工時	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 固台、固台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影	2) 底面	施工管理	固台	ヤード及び設備 製作固台	着工時全景 着工時及び施工時	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 固台、固台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影		
3) マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況 アスファルトコンクリート打設状況 搬入仮置 アンカー取付け、加工 運搬	施工時、完了時 アスファルトコンクリート打設時 搬入仮置時 取付加工時 運搬時	作業状況が判明できるように撮影	3) マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認(※1)	補強材セット状況 アスファルトコンクリート打設状況 搬入仮置 アンカー取付け、加工 運搬	施工時、完了時 アスファルトコンクリート打設時 搬入仮置時 取付加工時 運搬時	作業状況が判明できるように撮影		
4) 支保	出来形管理	摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		4) 支保	出来形管理	摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時			
5) 足場	施工管理	足場	組立状況 昇り足場設置状況 壁継ぎ設置状況 足場スペースの確保状況 解体状況	組立時 同上 同上 同上 解体時	2-9型枠及び支保工を適用する。 内足場及び外足場の組立状況を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影	5) 足場	施工管理	足場(※1)	組立状況 昇り足場設置状況 壁継ぎ設置状況 足場スペースの確保状況 解体状況	組立時 同上 同上 同上 解体時	2-9型枠及び支保工を適用する。 内足場及び外足場の組立状況を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影		
6) 鉄筋	施工管理 出来形管理	鉄筋	組立て 底版 フーチング 外壁(側壁) 隔壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり	組立階段確認時 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 上段 組立階段確認時 上段 組立階段確認時 各層 組立階段確認時	2-8鉄筋工を適用する。 組立完了状況が判明できるように撮影	6) 鉄筋	施工管理 出来形管理	鉄筋	組立て 底版 フーチング 外壁(側壁) 隔壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり	組立階段確認時 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 上段 組立階段確認時 上段 組立階段確認時 各層 組立階段確認時	2-8鉄筋工を適用する。 組立完了状況が判明できるように撮影		
7) 型枠	施工管理 出来形管理	型枠	組立て 底版 フーチング 外壁(側壁) 隔壁 ハンチ部	組立階段確認時 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 上段 組立階段確認時	2-9型枠及び支保工を適用する。 組立完了状況が判明できるように撮影	7) 型枠	施工管理 出来形管理	型枠(※1)	組立て 底版 フーチング 外壁(側壁) 隔壁 ハンチ部	組立階段確認時 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 各層 組立階段確認時 上段 組立階段確認時	2-9型枠及び支保工を適用する。 組立完了状況が判明できるように撮影		
8) コンクリート	施工管理 品質管理 出来形管理	コンクリート 完成	形状寸法、外観 完成品全景	打設後、各層 完成時、各面毎	2-4運搬打設工を適用する。 2-7コンクリートの品質管理を適用する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン番号、吃水マーク等をに入れて撮影	8) コンクリート	施工管理 品質管理 出来形管理	コンクリート 完成	形状寸法、外観(※2) 完成品全景	打設後、各層 完成時、各面毎	2-4運搬打設工を適用する。 2-7コンクリートの品質管理を適用する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン番号、吃水マーク等をに入れて撮影 (※1) 同一形状のケーソン毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする (※2) 形状寸法は出来形管理基準の測定精度以上、外観は全段階・全数の撮影とする		

山口県土木工事施工管理基準(港湾編)

添付資料

新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行 (R5.4)	一部改定 (R6.4)	備考
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">改定なし</div>		